

呉市体験の機会の際の認定手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「規則」という。）に基づく、呉市内において提供される環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の際（以下「体験の機会の際」という。）の認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書の添付書類等)

第2条 規則第9条第2項に定める書類のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式により提出するものとする。

- (1) 規則第9条第2項第3号に規定する申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 別記様式第1号
- (2) 規則第9条第2項第4号に規定する申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の際で行う事業の実績を記載した書類 別記様式第2号
- (3) 規則第9条第2項第6号に規定する認定の申請に係る体験の機会の際で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類 別記様式第3号
- (4) 規則第9条第2項第7号に規定する認定の申請に係る体験の機会の際で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類 別記様式第4号
- (5) 規則第9条第2項第8号に規定する認定の申請に係る体験の機会の際で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類 別記様式第5号
- (6) 規則第9条第2項第10号に規定する認定の申請に係る体験の機会の際において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書 別記様式第6号

2 申請者が、当該申請に係る体験の機会の際としての土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、規則第9条第2項に定める書類のほか、当該土地又は建物の所有者の同意書（別記様式第7号）を添付するものとする。

(認定の通知等)

第3条 法第20条第6項の規定による認定の通知は、別記様式第8号によるものとする。

2 法第20条第7項の規定による認定しない旨の通知は、別記様式第9号によるものとする。

(認定登録事項の変更)

第4条 法第20条第1項の規定により認定を受けた者(以下「認定民間団体等」という。)が、法第20条第8項の規定による変更の届出を行う場合は、規則第10条に定める届出書に認定申請の際提出した書類のうち、当該変更に係る規則第9条第2項の書類を添付するものとする。

2 第2条の規定は、前項の変更において準用する。

(認定の有効期間等)

第5条 認定の有効期間は、当該認定の日から5年間とする。

2 法第20条の2第2項に規定する認定の有効期間の更新を受けようとする者は、認定の有効期間が終了する日の1か月前までに、規則第11条に定める申請書に規則第9条第2項に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 第2条の規定は、前項の申請において準用する。

4 法第20条の2第2項の規定による有効期間の更新の通知は、別記様式第10号によるものとする。

5 前項の認定の有効期間は、第1項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第6条 法第20条の6第2項の規定による認定の取消しの通知は、別記様式第11号によるものとする。

(運営状況の報告等)

第7条 規則第12条第1項の規定による運営状況の報告は、別記様式第12号に体験の機会のある場で行う事業に係る収支決算書を添付して行うものとする。

2 規則第12条第1項に規定する市長が定める日は、前年度の状況について、翌年度の6月末日まで、規則第12条第2項に規定する市長が定める期間は、当該事業の計画及び実施状況等を勘案して、市長が決定する期間とする。

3 認定に係る事業の実施において、参加者等に事故があった場合、認定民間団体等は、別記様式第13号の事故報告書により、直ちに市長へ報告するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。